

**【注意事項】**

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

**長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【大桑村】**

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)		○	住民課生活環境係	0264-55-3080	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	教育委員会子ども教育係	0264-55-1020	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)		○	住民課税務係	0264-55-3080	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。
保育所・学童保育所への送迎		○	教育委員会子ども教育係	0264-55-1020	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。